
平成24年 第3回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成24年9月12日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成24年9月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第15号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第5 報告第16号 平成23年度決算における健全化判断比率について
- 日程第6 報告第17号 平成23年度決算における資金不足比率について
- 日程第7 報告第18号 平成22年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第8 報告第19号 平成24年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(平成23年度対象)報告について
- 日程第9 報告第20号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第10 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第11 認定第1号 平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成23年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第13 議案第56号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第57号 由布市防災会議条例の一部改正について
- 日程第15 議案第58号 由布市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第16 議案第59号 平成24年度由布市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第60号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第61号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第62号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第63号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第64号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第65号 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第15号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第5 報告第16号 平成23年度決算における健全化判断比率について
- 日程第6 報告第17号 平成23年度決算における資金不足比率について
- 日程第7 報告第18号 平成22年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第8 報告第19号 平成24年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成23年度対象）報告について
- 日程第9 報告第20号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第10 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第11 認定第1号 平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成23年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第13 議案第56号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第57号 由布市防災会議条例の一部改正について
- 日程第15 議案第58号 由布市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第16 議案第59号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第60号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第61号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第62号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第63号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第64号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第65号 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（20名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |

13番 淵野けさ子君
15番 佐藤 正君
17番 田中真理子君
20番 工藤 安雄君

14番 太田 正美君
16番 佐藤 人已君
18番 利光 直人君
21番 生野 征平君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君 書記 江藤 尚人君
書記 伊藤 裕乃君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	佐藤 式男君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	人事職員課長	森山 金次君
防災安全課長	御手洗祐次君	契約管理課長	安部 悦三君
監査・選管事務局長	後藤 公治君	会計管理者	佐藤 忠由君
産業建設部長	工藤 敏文君	農政課長	平松 康典君
建設課長	麻生 宗俊君	水道課長	秋吉 一郎君
健康福祉事務所長	衛藤 義夫君	福祉対策課長	衛藤 哲雄君
子育て支援課長	小野 啓典君	健康増進課長	河野 尚登君
保険課長	田中 稔哉君	環境商工観光部長	相馬 尊重君
環境課長	生野 重雄君	商工観光課長	平井 俊文君
挾間振興局長	志柿 正蔵君	庄内振興局長	工藤 浩二君
湯布院振興局長	松本 文男君	湯布院地域振興課長	佐藤 眞二君
教育次長	森山 泰邦君	教育総務課長	日野 正彦君
学校教育課長	江藤 実子君	消防長	大久保一彦君
消防本部予防課長	甲斐 忠君	代表監査委員	土屋 誠司君
教育委員長	芝野 聖美君		

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長、教育委員長及び代表監査員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（生野 征平君） これより、日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、質問を許可します。

6番、小林華弥子さんの質問を許します。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 皆様、おはようございます。6番、小林華弥子です。いよいよ一般質問も最終日となりまして、ラストバッターになりました。ここ何回かずっと私が一番どん尻を務めるのが恒例になっているようですけども、最後までしっかりおつきあいいただきたいと思えます。

質問する前に先立ちまして、さきの九州北部を襲った豪雨災害で被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、それから亡くなられました旧由布市消防団長の佐藤団長の長年の御功績に敬意を表すとともに、長年その団長を支えてこられた御家族の苦労に対しても感謝を申し上げます。

それでは、議長の許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は大きく分けて3つ質問をいたします。

まず1点目ですが、オスプレイの飛行ルートについて質問をさせていただきます。

垂直離着陸輸送機という、いわゆるオスプレイの配備が全国的に問題になっておりますけれども、さきの日曜日には沖縄で10万人を超える大反対集会が開かれたということで、大変関心が高まっておりますが、この飛行ルートについて、由布市に対して何らかの情報が入っているかどうか。

どうも新聞報道などを見ますと、由布市上空もイエロールートと言われる飛行予定ルートの一

部に入っているように見えますけれども、このオスプレイの配備と飛行ルートについて、何らかの情報が入っているか、またこのことに対して、由布市及び由布市長として見解は、どういうふうに考えていらっしゃるか見解をお伺いいたします。

2点目ですが、健康立市のための施策、クアオルトのまちづくりについてお伺いをいたします。

健康立市については、先日、同僚議員が詳しく質問をされておりましたので、そのことを踏まえて、またちょっと違った視点でお聞きしたいと思います。

由布市としては健康立市を掲げて、年をとっても健康で元気に暮らせるまちづくりを推進していこうということで、市を挙げて健康立市を推進していくということでした。

具体的にどのような施策を講じていくのかという質問をしましたが、このことについては、さきの瀏野議員さんの答弁の中にありましたので、具体的な施策名は結構です。

もう一つですね、その健康立市に関係して3市、上山市と田辺市と由布市が連携して設立した温泉クアオルト研究会というのや、由布市クアオルト研究会などの研究会活動に由布市も主体的にかかわっているようですけれども、由布市としてはこのクアオルトのまちづくりというものをどのように考え、健康立市の施策の中でどのように進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

3点目は、住民参加のまちづくりについてお伺いをいたします。

住民参加のまちづくりを進めるために、市民の声や意見、提案などがさまざまに出されていると思いますが、それを市政に反映させるために住民参加や協働のまちづくりというのは具体的にどのように進めているのか。

それから、市長の対話集会、「こんにちは！市長です」というものの開催を呼びかけているようですけれども、この3年間、この市民対話集会、「こんにちは！市長です」はどの程度開催されたのか、その実績をお伺いします。

また、今後、この住民参加のまちづくりを進めるためには、地域振興局の充実が重要だと思われます。特に、地域住民の協働の拠点として地域振興局の機能の充実が求められますが、地域振興局には具体的にどのような地域自治の機能を持たせるのか。

それから、これは前から何度も質問をしておりますけれども、地域自治区導入を検討して欲しいということを何度も申し上げましたが、その後の検討経緯と内容をお聞かせください。

以上、再質問はこの席から行います。お願いします。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） おはようございます。一般質問の最終日となりました。6番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、オスプレイの飛行ルートについてであります。現時点では、イエロールートを含めた飛行ルートやオスプレイの運用の状況は入ってきておりません。地域住民の安心と安全が図ら

れるように、大分県と県内の自治体が一体となって国に情報を求めてまいりたいと考えております。

次に、健康立市の施策についてであります。具体的な事業内容は渕野議員にお答えしたとおりであります。

健康立市実現に向けて本年度中に健康立市宣言大会を開催するとともに、スローガンの掲示やラジオ体操の普及、健康マイレージ事業などの核となる事業の構築を行って、市民が一丸となって取り組みができるようにしてまいりたいと考えております。

健康立市の実現に向けては、「由布市総合計画」、「由布いきいきプラン」などの各種計画にある市民一人一人が健康に、そして安心して暮らせるまちづくりの理念に沿った計画の実施が必要であると考えております。

次に、クアオルトによるまちづくりについてであります。クアオルトは高齢化が進み、社会保障としての医療制度や介護保険制度の見直しが社会問題化する中で、地域資源を最大限に活用するとともに、健康社会を実現し、同時に地域の活性化を図ることのできる手法と考えていることから、今後も研究会に参加をして研究を進めてまいりたいと考えております。

住民参加の協働のまちづくりについてであります。市政の運営は、まちづくりの基本理念である「融和」「協働」「発展」の3つの基本理念に基づいた総合計画に沿って行われております。

具体的には、住民参加と協働の基本となる市民憲章や住民自治基本条例の制定を行うとともに、挾間地域への産業廃棄物処理場進出阻止や2巡目の大分国体、あるいは県立美術館誘致活動でも、市民、議会、行政が一つになって取り組みを行えたことなど、住民参加と協働のまちづくりが進展していると実感をしているところであります。

特に、地域の底力再生事業などによりまして、各自治区では住みよい自治区、地域の活性化のため、住民自らができることは自らに取り組む気運が高まってきておりまして、協力し合うまちづくりも確実に進んでいるものと考えております。

今後は、企業や由布市を訪れる人たちの参加、協働パートナーシップの取り組みができるように進めてまいりたいと考えております。

次に、「こんにちは！市長です」の開催ですが、平成21年9月に「朴木地区」、平成22年4月に「宮田地区」、平成22年8月に「塚原地区」、平成24年1月に「古野地区」で開催をいたしました。地域の皆さんから地域の状況や意見などを伺っております。

「こんにちは！市長です」に限らず、皆さんの意見を聞く機会として、協議会や各団体の総会等に出席をいたしまして、地域や団体の方々の御意見を伺っております。その回数ですが、年平均約40回は超えていると思っております。

また、それだけではなくて、これまでいろいろな地域やところ、あるいはいろんな時間帯で多

くの方々と接する中で、さまざまな意見や要望や提案等を伺ってきているところであります。

これからも地域や各団体の御意見を聞かさせていただくために、私もできる限りの出席をしながら努力をしてまいりたいと考えております。

振興局の機能充実についてであります。振興局機能を充実した組織にするために、組織再編検討委員会や専門部会で検討を今行っているところであります。地域自治の機能につきましても、振興局でできることは振興局で行うことを基本として、地域の実情にあわせた地域振興について検討しているところであります。

地域自治区制度の導入検討についてであります。従前よりお答えしてまいり、一般制度としての地域自治区は市内の全区域を区分しなければならず、この制度でなければならないメリットも多くないことから、自治体での採用実績は大変数が少ない状況であります。

社会情勢の変化にあわせて、新たな住民参加による行政運営のあり方等を注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。では、順次再質問に移らせていただきたいと思っております。

まず、オスプレイなんですが、お答えでは、全く情報が何も入ってきていないということだということですが、新聞報道やテレビの報道ではあれだけ騒がれていながらその自治体のほうに何も情報がないというのは大変問題だと思います。

それで、お手元に資料を配らせていただいているんですけど、これも私、新聞やネット報道から引っ張ってきたんですが、どうもオスプレイがここら辺を通るんじゃないかというような地図が出ています。

で、沖縄に配備するかしないかみたいなことが争点になっていますけれども、もし配備されるようなことになったら、これ日本中の上空をこう飛び回るといような状況が想定されるわけで、特にこのイエロールートというのがちょっと詳細がよくわからないんですが、どうもこの地図だけを見ると、由布市の上空も十分ここに入っているんじゃないかというふうに思われるんですが、そういうそのルートについての情報というのも全く何も入っていないんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（佐藤 眞二君） 湯布院地域振興課長です。一切情報は入っておりません。

しかしながら、防衛対策室として情報をその都度、いろんなマスコミ報道等がございますから、それについて、いろんなものでお聞きをしておりますけれども、正式には一切情報は入っておりません。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） このイエロールートと言われているルートなんですけど、これ実はオスプレイに限らず、実はこのあたりを米軍機と思われる戦闘機がたびたびこう由布市の上空を飛んでいるんじゃないかという情報が確認されていると思うんですが、今度、配備されるオスプレイうんぬんではなく、岩国だか沖縄だかどっかわからないんですけど、由布市上空をたびたびいかにも米軍の戦闘機と思われるようなものが飛んでいるというような情報が市のほうに入っているかどうか、そういうことを確認をしているのかどうかというのを教えていただけますか。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（佐藤 眞二君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

先般もジェット機音がしましたから、湯布院駐屯地等々を介しまして、あの飛行機は自衛隊ですかアメリカ軍ですかということでお聞きをし、米軍であるとか自衛隊機であるということはその都度抑えをしております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ということは、実態として米軍機がその由布市の上空を飛んだということが確認できたことがあるということですね。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（佐藤 眞二君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） それはどこの基地からどういうふうに分んで、何が飛んでいるのかというような情報までは開示されていないのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（佐藤 眞二君） お答えいたします。

詳細内容については一切不明でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） どうもいろんな情報を集めてみますと、今度オスプレイが飛ぶルートというのも、新しくそのオスプレイのためにこういうルートを設定したのではなくて、これまで米軍がこう日本の上空をいろいろ飛んでいるルートを、今度オスプレイも飛ばすんじゃないかというふうなことが十分想定をされるんですけども、大体米軍が日本の上空をどこをどういうふうに分んでいるかということが一切明らかになっていなかったんですよね。それが今

回そのオスプレイに対して非常に国内からいろんな懸念が出てきて、初めて米軍がこのイエロールートだとかオレンジルートだとかというルートの地図が出てきたというような状況なんですけれども、これオスプレイに限らず、これまでもそういう上空をいろんなところからどういうふうに、何のために何が飛んでいるのかわからないという状況が非常に地元としても不安をあおる話なので、これはぜひ地元としても知る権利があると思うんですが、こういうことを米軍、あるいは防衛省に対して強く情報提供を求めて、詳細を知らせてくれというべきではないかなと思うんですが、そういうことはしているのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（佐藤 眞二君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

今議員がお話をされるように、今国のほうでは機体の安全だとかそういうものについて配布先である関係自治体等々に御説明を申し上げている状況だと思っております。

大分県を初めとする我々防衛関係、玖珠、九重の関係自治体の職もそうなんですけれども、今度運用に伴うところ、例えば飛行経路だとか高度、それから飛行時間帯、そういうものについて、その限られた空域を飛ぶのか、それとも縦横無尽に人員物資を運びながら、いろんな空域を飛ぶのかというものを考えると、大分県全体、県下の自治体と情報供用をしながら、そういう運用面にとまらず情報が開示されたならば、いち早く関係自治体と必然性があり、情報公開を行いながら、そして対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 配備されてから運用面の情報が開示される前にぜひその配備される前だからこそ不安が一番募っているんで、どういうルートで何が飛ぶかという情報を強く求めてもらいたいと思うんですが、実はさきの8月31日に、竹田市でその大分県の市長会が開かれて、市長それに出席されたと、初日の報告で出ていましたが、新聞で見ますと、この大分県の市長会の場でこのオスプレイの配備計画に対して、その配備計画の撤回を求める要望案が出されたというふうに聞いております。だけど、結局その市長会の中では意見がひとつとまらずに提出にいたらなかったというふうに書いてあるんですけども、豊後大野市長が強くその国に計画撤回を求めるように意見を出そうというふうに言っていると、名前まで書いてあるんですが、市長はこの会議に出て、何らかの御意見は述べられたのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） この豊後大野市の市長からこのオスプレイとそれから米軍機と思われるジェット機が低空飛行をしてもものすごい爆音で飛んでいるという状況についてありました。このオスプレイにつきましては、この状況がまだはっきりしていないし、日中関係とかいろんな世界

情勢の中で、今この問題についてどうということ自体はどうかという意見が出ました。

そういうことで、皆さんのお互いの意見の中では、これをお互いにまとめながら、国のほうに要望をしていこうという形で文書化をしております。

ジェット機につきましては、周辺住民に十分な説明のないまま突如として行われている米軍機による低空飛行訓練については、市民の生命、財産、並びに安全、安心な生活を守る立場から、直ちに中止するよう国及び関係機関に対し、強く要請していこうと。

それから、オスプレイの安全性や事故原因について、米国の国防総省は操縦士らによる人為的ミスだとして、機体の危険性を否定する報告書を発表したが、国民の不安を完全に払拭するものではない。飛行訓練による周辺住民への影響等について、関係自治体に責任を持って詳細に説明することを強く要望するという形で要望していきたいです。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） まさに地元の首長さんたちの責任に上でそういうことを強く求めているんですけど、この会議の場で、由布市長御自身は、御自身のお考えとして何らかの発言をされたかどうか。されたかどうかの内容と、あと市長御自身どう思っているんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 発言はいたしておりません。

それから、このオスプレイにつきましては、先ほど申しましたように、人為的ということだけで機体そのものには障害とか故障はないんだというような米軍の発表でありますけれども、人為的であれ機体のいろんな不具合であれ、我々住民はそういうことは関係ないと、とにかくやっぱり住民の安全安心を得るためにしっかり説明をし、そしてまたそういう、私自身はそういう飛行訓練というのはないほうがよいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 私も同感です。その先ほどの文面は、8月の31日の時点ではまとまらなかったというふうに報道されているんですが、それはその後、その文面整理をして、その文面で出されるということなんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 市長会で、九州市長会にこれを提案して、九州市長会でまた議論をして国のほうに持っていくという形になろうかと思えます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） この問題、沖縄だけの問題じゃないということを私たちはまず認識しなければいけないと思うんですね。沖縄で10万人以上の集会というのは、過去その米軍関

係では過去最大の県民の人数だったそうです。それだけ沖縄の人たちの怒りがこう巻き起こっているということで、これは単にその沖縄問題ではなく、先ほどの地図にもわかるように、日本全国の上空を我々国民や住民が知らないうちにその知らないものが飛び回っていると、そのことに対して安全性がどう担保されるのかもわからないということは、大変な私は大問題なので、これは国中上げてはっきりとものを言っていかなければいけないと思うんですね。

市長会ではまともならず、その九州の、県の市長会ではまともならず九州で出すということなんです。こういうことに対してははっきりと一つ一つしっかりものを、声を上げていくことが一番重要なのではないかなと思うんです。

というのは、このオスプレイに限らず、米軍は日本国内での軍事訓練に関する情報がどんどん出てこなくなってきました。安全性を求める、求めるとかそういうルート的情報を求めるといってもほとんど出してこない、それは我が由布市では日出生台の米軍演習だとか日米共同訓練を見てきていけばわかることだと思うんですが、当初は当たり前のように提供してくれていたその米軍の車両がいつ入ってくるだとか、それから隊員の人数だとか、そういうことがもうどんどん出さなくなってきましたよね。もうますますその隠蔽体質になってきている、これではもう地元の安心、安全がどう守られるのか、担保できないで不安があおられるのは私当然だと思うので、こういうことに対しては毅然として地元から声を上げていくことが必要だと思います。

先日の新聞では、8月23日の新聞では、このオスプレイについてはハワイのほうでは地元の住民が、ハワイの住民がオスプレイに対して騒音や環境への懸念がされるために住民意見を上げて反対意見を出したら、米軍はこの訓練を中止したというニュースが流れていました。アメリカ国内では住民がものを言えばその訓練を中止するのに、日本では10万人以上の国民が反対を言っても全くその米軍はそういうことを意に介さないと、これはもう全く日本がばかにされているとしか思えないんですね。

その一番の原因はなぜかと言うと、私は日本政府の態度だと思うんです。日本政府が米軍の言いなりになっているから、米軍は直接住民の声を聞かずに政府のほうがおスプレイ配備を容認するようなことをしているから声が届かないんだろうなというふうに思います。

つまり、これは米軍の問題ではなくて、日本国内の問題だと思うんですね。日本の国民や地域の住民の声がきちんと国に届いていないと、国がそれをきちんと受けとめようとしていないと。こういう軍事の問題はいつもその国の責任でやらせていただくとか、国の専管事項だとか言っておきながら、最後はいつも負担や犠牲を強いられるのは地元の市民や住民や地元の自治体なわけですよ。もし何かあったときに、本当に住民の安心、安全を本気で水際で責任を守ってくれるのはだれかといったときに、アメリカ追随で何でもアメリカの言いなりになってオスプレイに乗ってみたら安全ですなんて、安全そうでしたって言っているような、そういう国の言いなりになっ

ていたら、私たちの命はだれが守ってくれるのかと不安でしようがないと思うんです。

だからこそ、国がしっかりとした態度を持って米軍側にそういうことを言うてくれないのであれば、住民や市民の暮らしと命に一番身近な存在であって、責任を持っている地方自治体こそが今しっかりと声を上げなければいけないと、毅然とした態度で国に迫っていくことが必要だというふうに思います。

今度、九州市長会でももちろん出していただくのと同時に、由布市長としても、由布市単独でもいいからきちんと情報公開を求めると、その情報開示を求めてその結果をぜひ報告をしてもらいたいと思いますけれども、そういうことをしていただけますでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 情報公開につきましては今回に限ったことではなくて、今までも情報公開について強く要望をしまいいっております。今後もその点については私だけではなくて、どの自治体の首長も同じ思いを持たれております。

そういうことで、お互いにこの点については、情報公開についてしっかり要求をしていきたいというふうに思っています。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ぜひお願いします。

それから、市長の姿勢、態度というものが自治体を代表する態度として受けとめられますので、今お答えの中でこういうものが上空に飛ぶのは市長個人としてもよろしくないと思っているというふうに言っていましたので、ぜひその姿勢をはっきり打ち出していただきたいというふうに思います。

2点目、健康立市とクアオルトのことについてちょっと時間がないので移りたいと思います。

健康立市のための具体的な施策については、先ほども御答弁をいただきました。ぜひこれらの取り組み頑張っているいろいろ進めて欲しいなというふうに思うんですが、幾つかの具体的な事業の中身については、まだこれからいろんな意見を聞きながら精査していくと思うので、それはそれでさておき、この健康立市に取り組む体制のことなんですけど、まさにこの立市と言って宣言を出されるので、これは要するに、いわゆる福祉健康部門だけの話ではなくて、その由布市全体を挙げて取り組むべきことなんではないかなというふうに思うんですが、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 議員御指摘のとおりだと思います。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そういう意味では、私はクアオルトのことをこの健康立市に持ち

込んでいるのは、ちょっとクアオルトのこともぜひ全市一体として取り組んでいくことで、非常に共通点があるということなので取り上げたんですが、クアオルトについては旧湯布院町時代から取り組まれていたことですが、ここにきてちょっといろんな誤解もされているようなことがあるので、私もこの由布市クアオルト研究会に参加させていただいて、いろいろクアオルトって何なのかっていうのをちょっと一から勉強したりをしたので、そのことをもうちょっと知っておいていただきたいという意味もあって、実はちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。

配布資料の裏ですね、一番裏のほうに、「クアオルト」とはってありますけれども、クアオルトという言葉はこれは造語のようです。ドイツ語でクアというのがいわゆる療養という意味で、オルトというのが地域をあらわす言葉。だから、クアオルトというのは言ってみれば療養地とか健康保養地というような意味で、要するに地域を指すという意味の言葉らしいですね。

これドイツのほうの考え方なんですけども、ドイツ国内には基礎自治体市町村が1万2,315地域あると、そのうち、このクアオルトというのは、というふうに呼ばれる地域というのはどういう地域かと言うと、この1万2,000地域のうち、国の法律を受けてその保養地とか療養地であるという認定を受けているという地域が5,000カ所あると、これ日本でも多分そのいろんな保養地ですとか、療養地、療養地という指定はないと思いますけど、国民保養地みたいな指定があると思うんですが、それと同じような、国の認定を受けている地域としては5,000カ所あると。

ただ、そのうち、特にその健康を推進するために快適に滞在して予防や治療なんかのサービスを受けられる地域としてクアオルトというふうに関が認定されている地域が374カ所あるということなんです。だから、ドイツの1万2,000の自治体のうちの374カ所だけがクアオルトというふうに言ってもいいというふうに関から認められている地域なんだそうです。

このクアオルトと認められるためには何が必要かと言うと、下にクアオルトに必要な条件と書いてありますけども、主に大きく4つの条件が必要だというふうな説明を受けました。

1つは、自然の治療薬、これ薬と言っていますが、これは地域資源なんかの温泉だとか気候だとか、あるいは海水だとか、そういうその自然の力を利用した予防や治療をするためなので、その材料となるものが必要なので、温泉ももちろんこの必要な条件のうちの一つに入るそうです。そういうものがあること。

2つ目が、病院などの治療施設ですね。それからあと専門医、そういうその治療の指導ができるような専門医などがきちんとその地域の中にあること。

それから3つ目が、クアパークやクアハウスなどの健康と交流施設、これが要するに健康温泉館みたいなああいう温泉を使った運動ができる施設だとか、あるいはクアパークと言ってその公

園なんかも、公園を散歩して元気になるためのその周遊回路が設定されている公園なんかもこういう施設として必要条件だと言われていると。

それから4点目は、質の高い環境と景観や各種の滞在プログラムがあることというのが条件になっているそうです。そのまちの景観とか環境が質が高くていい景観が保たれているかどうかということと、あと行けば、年中その滞在中にいろいろ健康的に楽しめる滞在プログラムがある、毎晩のように音楽会やそのお芝居がまちの各所でこう開催されていたり、いろんな文化的な催し物がちゃんと地域の中にあるというようなことがその条件なんだそうです。

こういうものが全部揃っている地域のことをクアオルトと呼んで、それを国が認定して、このクアオルトに認定されるとそこに滞在している間にその保険が、医療保険が適用される、これ何もその病気の人が治療のために滞在するだけではなくて、病気じゃなくても健康な人が健康維持のためにそこに滞在するだけでも医療保険が適用される、日本で言ってみれば湯治に行く人たちが、医療保険で湯治ができるとか、湯治といっても病気じゃない湯治ですよ。例えばその農作業が終わった後の湯治なんかのイメージ、ああいうところで1週間なり10日なりこう滞在をしたときに医療保険が適用されるというようなシステムになっているということ、私もそのクアオルト研究会に参加して勉強しました。

要するに、何が言いたいかというと、クアオルトというのは何か特定の施設とかのことだけを言うんじゃないで、その地域全体のことを示すんだという認識をこうちょっと一緒に持っていたいただければなというふうに思います。

だから、その健康や医療だけではなくて、総合的なまちづくりをすることそのものがクアオルトなんだと。

ただ、これはドイツのパターンであって、こういうドイツのクアオルトをそのままこの日本や由布市でやろうというわけではないと思うんですよ。もちろんドイツではそういう医療制度の違いだとか保険制度、あるいは休暇のとり方とかバカンスの過ごし方とか、基本的に違うところがいっぱいあるので、この制度がそのまま日本で通用するとは思えないんですが、だから日本には日本なりの、あるいは言ってみれば由布市には由布市なりのクアオルトのやり方があるんじゃないかというようなことで、そういうことを、日本版クアオルトを考えていこうということだと思えます。

何か私がレクチャーするのもあれなんですけど、それが実は旧湯布院町では昔クアオルト構想というものをつくって、昭和61年に湯布院のクアオルト構想というものを町を挙げてつくって、これを取り組んでいこうと、この4つの条件を全部整備して、こういう快適な町をつくっていこうということが、旧湯布院町のクアオルト構想だったと思うんですね。

その中で特にそのクアパークなる施設が必要だから健康温泉館をつくったと、その健康温泉館

をつくったことが非常にこう注目をされたので、今はクアオルトと言えば健康温泉館のことだというふうなイメージがあるようですけれども、本当はその健康温泉館のことだけではなくて、いろんなほかのこともやらなければいけなかったと。

今この、旧湯布院町のクアオルト構想をこうひも解いてみますと、そのことはちゃんと書いてあって、クアオルトというのはまちづくりの理念であるその健康を想像するまちとしての考え方で明記されています。その中身はその健康温泉館をつくるだけではなく、道路整備や駐車場整備、河川美化、下配水整備などもこの健康を想像するまちづくりにとって重要課題であると。

あるいはそのレストラン部門などでは地元の農産品を提供し、低農薬有機農法によるものを使って湯布院の農産物は安全で健康だというイメージを育てていくこともクアオルトの一つだと、重要な一つだというふうに書かれているんですね。

こういうことをその総合的にやっぺいこうということがクアオルトだったんだということをちょっともう一度再認識をしていただきたいなというふうに思うんです。

その上で今その由布市クアオルト研究会が由布市版のクアオルトをやっぺいこうというふうにしていますけれども、ここについては由布市としてはどういうふうなそのクアオルト構想、あるいはその全体的な施策に結びつけていこうとされているのか、そこら辺、教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

今、議員さん、おっしゃるとおり、基本的にはドイツの考え方を基本にして、3市、いわゆる由布市、田辺市、それから上山市の研究会を昨年5月に立ち上げておりますけれども、これを軸にして、いわゆる地域の資源を生かしたまちづくりをやっぺいこうと、それはその何かと言いますと、当然その温泉でございまして、今その温泉を核としたいいわゆるクアオルトの健康増進をやっているわけでございまして、この温泉を核としてさらに滞在型、雇用型につなげるようなまちづくりをやっぺいこうすることが必要であると、それがこの研究会が、いわゆる日本型のクアオルトとして認められれば、当然その全国の市町村がこぞって、いわゆるそこを目指してくるだとういうふうなことになると思っていますので、温泉、ドイツを基本的にしながらも、いわゆる3市の特徴である温泉と健康、それから観光を切り口にしながら、この研究会を進めていって、由布市としてもそのことがまちづくりのいわゆるその柱になるというふうに考えておりますので、この研究会を通じて、当初は健康の切り口でやるんですけども、今言われるような道路や公園整備も含めた、環境整備も含めたまちづくりをやっぺいこうしたいんですけども、当面はそのそういった健康を切り口にした、温泉を切り口にしたということをやっぺいこうというふうなことにいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 私が言いたいのは、クアオルトというのはまちづくりの考え方なんだと、そういうドイツで言っているような、こういう地域全体をイメージした、そういうまちづくりをしていきたいというこう理念を掲げるという意味でのクアオルトだと思っているんですね。

だから、今課長は健康の部分の部分を先行させてと言っているんですけども、温泉のことだけじゃなくて、いろんなこと、環境整備だとか、あるいはその農産物だとか地産地消だとか、あるいはその社会教育だとか、いろんなことが含まれてのクアオルトを総合的に取り組んでいくべきではないかなということをお願いしたいんですね。

だから、多分そのクアオルトの事務局は総合政策課に置いているんじゃないかなと思うんですけども、そういう意味では、先ほど言っていた健康立市、健康立市ももちろんその健康を核としながらやっていくんだけど、総合的に市全体を挙げてやっていきたいということであれば、ぜひそのクアオルトの考え方とこの健康立市を掲げることを一体的にやっていただけないかなということが提案なんです。

その体制として、どういうふうに進めていくのかということもあるんですが、言葉はクアオルトでも健康立市でも何でもいいんですよ。とにかくそのすなわち何て言うんですか、健康的なまちづくり、その人間が心身ともに健やかでいられるまちそのものが健全であることと、住んでいる人が健康になって暮らせることというのを一体的にするまちづくりを市を挙げてやるんですよということをやりたい。

今度、健康立市の大会宣言もされるということなんです、それを特定のその保険や医療やその健康増進の分野だけにとどめずに、こういうクアオルトみたいなまち全体としてやっていきたいという感じで進められないかなと思うんですが、そこら辺のお考えはどちらかいかがでしょうか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えいたします。

議員御指摘のとおり進めていこうというふうに、私ども事務局としては今現在考えているところです。あとは関係部局と調整をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。

今、健康増進課長が申しあげましたように、由布市のクアオルト研究会がありますし、本年

4月1日にも庁舎内の関係課が集まった職員の研究会も立ち上げたところでございます、それには当然3市の研究会の目的を達成するために、各課が議論をするというふうな民間の研究会も含めた議論をするということになっておりますので、当然その健康立市に向けた具体的な議論はクアオルトの健康を探っていく上で、当然かぶってくると、同じ考え方でございますので、そこはその中で議論ができるというふうに思っていますので、そういうことで進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） その庁舎内の関係課で立ち上げたって、関係課ってどういう課が入っているんですか。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 健康増進課、保険課、子育て支援課、環境課、それから観光課、都市・景観課、スポーツ振興課、それから教育委員会と事務局は総合政策課ということでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 関係課が横断的にこう一堂に会した研究会、立ち上がっているんですしたら、ぜひそこでその健康立市とクアオルトを一体的にやっていただきたいと思いますが、そのためにまずその市長ですね、こういうことを市を挙げてやるんだと、その一福祉部門だけじゃなくて、もう市全体を挙げて関係課がみんなで取り組んで、由布市というのはこういう健康まちづくり、クアオルトと言うのか健康立市と言うのかいいんですけど、そういうまちにしていくんだという、こう大きな姿勢を見せて欲しいと思うんですが、そこら辺のお考えをお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） クアオルトの先ほど湯布院の町の最初のクアオルトの構想というのを聞いて、確かにやっぱりそこがスタートだったというふうに思います。私は今、上山、また田辺市のクアオルトと一緒に研究を進めているんですけども、本当に言うように、市民みんながいろんな形で、形は違うと思いますけれども、健康に対してそういうクアオルト的な、的な部分もあっていいと思うんですけども、そういう健康に対する思いをしっかりと市民みんなが共有し合えたら、かなり進んでいくんじゃないかなと思っていますし、今健康立志のこれから大会宣言をして、市民みんなが健康についてしっかり意識を持って進めるということになれば、このことも大きな力になっていくんじゃないかと。また力にしていかなければならないというふうに考えていますが、

今研究段階でありますので、これからどのような形になっていくかは、もう少し研究してみたいと思います。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） これ一つの、由布市のちょっと近い近未来をイメージしたときの、すごく夢のあるビジョンになり得ると思うんですね。まずはその健康立市を切り口としながらこういうまちづくりをしたいんだというはっきりとしたビジョンを掲げるという意味でも、ぜひ健康増進課を切り口に、全庁的に取り組む体制をつくっていただきたいというふうに思います。

それから3点目の質問に移りたいと思います。

住民参加のまちづくりについてなんですが、実は、御存じのとおり、今由布市議会は議会活性化調査特別委員会が企画をして、これまで市民と議員の意見交換会というものを企画して何回か開いてきております。庄内と湯布院会場で開いてきたり、あるいはそれと別に各地域や団体とも議会が直接その市民の人たちと意見交換をしようということで、市民と議員の距離を縮めたいということで取り組みをいろいろ行ってきております。

しかし、そういう場に行ってみますと、もちろんいろんな意見、御意見聞かせてくださいという、執行部に対するような質問とか要望とか提案とか御意見がたくさん出されるんですね。それで、そういうことに対しても議員として答えられるべきことと答えられぬべきことがあって、非常にそこらちょっと苦慮しているんですが、その市民の方からしてみると、市政運営に関して何らか意見を言いたいとか、あるいはちょっと要望があるとか伝えてもらいたいというときに、それをその市長側のその執行部のどこに言えばいいのか、あるいは議会の議員に言えばいいのかという判断は多分つきにくいんだと思うんです。こういうことは議会に言うことで、こういうことは執行部だとかに言うことでなんていう判断は、なかなか市民としてはわかりにくい。だから、その議会でも何でも何か市政について意見が言えるんであったら言いたいということで、そういう議会の議員との意見交換会のときにそういう要望がたくさん出てくるんですね。

これを経験してちょっといろいろ考えるんですが、そもそもその私は議会と首長というものは、地方自治法を担う二元代表として相互にそれぞれが住民参加を図って、政策提案をし合って、その善政競争をしていく関係でありたいなというふうに思っているんですが、その善政競争をするというのは、つまり議会と執行部がそれぞれでいかに市民の意見をくみ取って、それを生かした政策提案などをして、市民生活の福祉向上に寄与できるかという、いわゆる言ってみればその住民参加と協働の競争でもあると思うんです。

そういう意味では議会もこれからますますまだまだ取り組みが不十分なので、もっともっとその市民の人たちと近づいて、しっかりこの議会も市民と一緒に政策立案していけるようなところを

目指したいと思っはいるんですが、それはさておきながら、おせっかいながらも市長の側もそれをどれだけできているんだろうかということが大変ちょっと心配になるわけです。答弁にもありましたように、由布市は住民自治基本条例をつくりました。その第8条参画と協働というところで、しっかりとその協働していくんだと、由布市は協働を基本にするんだということを掲げてありますけれども、市民と協働に努めなければならないというふうに書いてある市としては、その協働する場というものがきちんと担保されているかということが重要なポイントになると思います。

意見を言ったり提案をしたりしようとしたときにどこに言ったら、言えればいいのかわからないというようなのが実態でして、そういう市民にとって何かこう市に働きかけをしたいといったときに、その場が常にこう担保されていなければならないんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう場はどういうふうに担保しているとお考えでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私がいろんな会に出席し、またいろんな総会とか会議にも出席し、または地域に入って行って、地域の方々の切実なる要望等も聞かせていただきました。大きな課題については自治委員さんとか地区の代表とかで連名で要望書が上がってきておまして、それについて市としてはしっかりした取り組みをし、また予算が必要なものについては、皆さん方の御理解をいただいて、要望に対する思いに対して答えをしていっているつもりであります。

それから、いろんな日本の国の政治等々でどの皆さん方がどの事業をしながらでも、本当にこれがいいというような納得できる、満足できるような事業というのはなかなか見いだせない状況でありまして、どこに行ってもやっぱりそういう不満とか苦しみというのはお聞きをするわけでありまして、それはそれとして、もう一つは、自分たちの地域をやっぱり自分たちで活性化していこうという思いというのはかなり広がってきていると。由布市が取り組んできております地域の底力事業というのがございます。今現在、その取り組みをしている自治区は、地域は20地域あります。そして自治区に換算しますと、その自治区の中では、その中には41の自治区が入っております。

先般、この活動報告会を行ったわけです。ちょうど議員ソフトの終わった日ですね。そのときにいろんな21自治区の活動状況が発表されていますが、それぞれの自治区が目標を持って青少年の育成だとか高齢者の救済、防災、あるいはある自治区では観光交流、コミュニティ、あるいは住宅、道路の整備と、あるいは住民の安心、安全なところをつくるだとか、便利で生活しやすいところをつくっていくだとか、田舎で暮らして田舎の中で生活が上手になるようにとか、いろんな課題を持ちながらそれぞれの地域の課題において取り組みをしておまして、発表会が行われました。

大変、何もなかったところが、何もなかった地域がそういう行動を通してみんながまとまって、そして素晴らしい地域に変わってきていると、それがかなり発表されて、私はこれこそやっぱり地域の、自分たちの地域を自分たちで育てていくという、その地域の協働と言いますか、そういうことであるというふうに、それが今、多く広がっておりまして私は大変これが由布市の活力につながっていているというふうに強く思っているところです。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） わかります。非常に私も同感です。そういうその地域独自で、自分たちでやることは自分たちがやっという、自分たちの地域づくり自分たちがやっという機運が大分高まってきているというのは、すごく評価もできますし、期待したいところです。

私が質問をしたのは、ちょっとそのことではなくて、市民が何かこう市政に対して意見を言いたいとかなかにか参画したいと言ったときに、常にその場が担保されているかどうかということを知りたかったんですね。もちろんその自治会、自治会の総会だとか先ほど答弁であったいろんな協議会や団体の総会などに市長出席されているので、そこで意見を聞いているというのはもちろんありますし、あとその各種計画団体で審議会や附属機関を設置しているということも、これ一つの協働の場でもあると思うんですね。

住民自治基本条例では22条にいろんな審議会を設置して、さらにそこに公募枠をちゃんと設けなさいということで、だれでもやる気が、意志があれば計画に参加できるチャンスがあるということの一つ設定をしているとか、あるいはもう一つはパブリックコメントを規定していますよね。23条でまちづくりに関する重要な条例や計画については、パブリックコメントをとると。これを設けていることによって、だれでもが意見を言える場をちゃんと設けていると。こういう場をきちんと設けておくということが重要なんですが、ただそこまではいいんですが、私がもうちょっと一歩踏み込んで言いたいのは、こういうそのパブリックコメントとか審議会とか協議会というのは、そういう条例にも書いてありますように、特に重要な条例や計画を制定したりつくったりするときにしかこう用意されてないわけですよね。

だから、もちろんそういうときにしっかり市民の意見を聞きながらやるのはいいんですけど、何を言いたいかという、つまりこの条例やこういう場を設定しているということは、市長が市民の声を聞きたいと思ったときだけにしか市民はそういうことを言える場がないということになっちゃうわけで、逆にそうではなくて、特に重要な計画だとか何だとかに限らず、普段から常時、常に市民が直接市政に参画したり、あるいはその提言や提案などをしていける場がいつも用意されているかという部分なんです。

その団体や協議会や自治会なんかも割とそれに限られた人でなければ言えないというようなこ

とだと思うので、市の側が常にそういう市民に対して、いつでも何かこう提案があれば、御意見があればその聞ける場をつくるということは重要じゃないかなと。

そういう意味で、市長は「こんにちは！市長です」というその意見交換会をやると言って、これ非常にいい取り組みだなと思ったんですが、開催実績を見ると、年に1回開かれるか開かれな
いかしかなないと、これもその要望があったら開くみたいな感じのようなので、これをぜひきちんと定例化したらどうかと。

全国の自治体では、いろんなところで、例えばタウンミーティングなんかをちゃんと定期的に開催することを条例で規定したりしている市長さんもいらっしゃいますよね。定期的に開催すると。何かあれば次のタウンミーティングのときに言いに来てくださいと。

議会もこの市民との意見交換会なかなか参加者が集まらない、集まらないって悩んでいるんですが、とにかく定期的に開催しているんだということが重要じゃないかなというふうに思っているんですが、市長、この定例化で開催するというようなことはお考えにならないのですかね。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これまで窓口は広げておったんですが、市民の皆様方はなかなかそういう「こんにちは！市長です」には応募していただけませんでした。

これ原因が何かということについても、もう少し私も掘り下げて考えていきたいと思います。ただ、私は、本当この7年間、いろんな方からいろんなところで率直な意見も私自身は聞いてまいりました。公式的な意見ではなくていろんな要望とか意見もあらゆるところで聞いてまいりまして、その点について反映できるところは反映をしてまいりましたし、議員皆さん方もそれぞれの要望をいろいろと聞かれて、そして議案等々について意見等を出していただいております、できればそういうことでもこれまで取り組んでまいりましたけれども、今度「こんにちは！市長です」についてはもう少し周知方を徹底して、多くの皆さんと話せる場ができればいいというように考えています。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 周知もそうですが、定例化するというのは、私重要だと思うので、ぜひそれも考えていただきたいと思います。

それから、こういうその市民の意見をこう受けとめる場をつくることと同時に、市民の意見を受けとめた後、どうその施策に反映するかという部分が重要だと思います。

そういう意味では、ちょっと次の、時間がないので進みますけど、地域振興局の話に移ります。

地域振興局の権限については、機能については、今検討会で案をつくっているということですが、私ちょっときのうの同僚議員の質問に対する答えで、市長の言葉で非常に気になったんですが、じゃあ今検討会がつくっている案ができれば、それを早く提示して、市民や議会なりに図つ

て、いろいろ議論させてくれというふうに言ったら、市長は案ができたなら皆様にも御説明したいというふうに答えられました。

私、この御説明したいというのは、非常に気になるんですが、説明というのはやったものを説明するんであって、そうではなくて、例えば今、各地域審議会、特に挾間や湯布院の地域審議会が地域振興局についてはこういうふうにしたらいという案をいっぱいつくっています。そういう案を出された後、検討委員会がつくった案を出してきたときに、その違いがあると思うんですね。それをどういうふうにすり合わせて修正をしていくのかという部分をお聞きしたいんですが、その検討委員会がつくっている案を出して説明するだけなのか、それを説明した後、市民や地域審議会から意見が出たりした場合には、修正したり考えなおしたり、あるいは場合によっては方針を撤回したりするような、そういう場を設ける予定があるのかどうかお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それぞれの地域審議会もまたいろんな方々もこのことについては、いろんな思いをお持ちであります。そういうことありますから、今私どもが検討させていることについて結論が出るとは思いますけれども、その点については地域審議会の皆さんにも説明をし、そしてまた市民の皆さんにも同じ機会を通じて説明していきたいと。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 説明した後に意見が出たら、その意見を取り入れて修正したりするつもりはないんですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 完全な案ができるわけではありませんから、そういう意見も十分取り入れていきたいとします。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 説明した上でいろんな人の意見を聞いて、その案を修正して、住民の意見を聞きながら検討した案を練り直していくという作業こそが必要だと思うんです。そこをぜひちょっと市長、もう一遍はっきり担保してください。説明して出した案をもうかえませんというのではなくて、説明した後にいろんな人の意見が出てきたら、場合によっては十分に修正したり考えなおしたりする余地があるのかどうか、そこを検討するつもりがあるのかどうかをちょっともう一度お願いします。

もう今度つくった案がもう全てで、それを説明して理解してもらえないと思っているのか。もう一度修正しようという場をつくるのかどうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど申しましたように、完璧なものができるということではない。で

すから、意見を聞きながらまた修正をしていきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。ぜひその場をつくる、そこが私は一番重要なんです。市民の人たちが一緒になって修正をしていく作業の中で納得もでき理解もできると思うので、説明をしますじゃなくてお諮りして御意見をちょうだいしながら、一緒につくってきたいという姿勢をぜひ大切にしていきたいと思います。

ちょっと急ぎ足になりますが、そういうその市民の人たちと一緒に何かをこうつくっていかうというのが、私は協働の原点、計画づくりもそうだと思います。で、そのシステムとして担保できるのが地域自治区制度だと、私は思っています。

先ほど市長の答弁を聞きますと、地域自治区制度が全ての制度では、この制度ではないとまらないメリットがないというふうに言われましたけれども、私は地域自治区制度はその何をすればいいかと言うと、今お手元の資料の中に、地域自治区についての条文を引き出してあります。地域自治区というのは地方自治法の一般制度として担保されているのが、202条の4から202条の9、このわずか8項目だけで設置できるのが地域自治区なんです。

で、この地域自治区を設置するためには何をすればいいかというのは、中を見ると簡単なんです。地域自治区というのを設置しますと。全区域と言いますけども、挾間、庄内、湯布院、3地域を地域自治区3つ設置しますよと、設定すればいいだけです。

さらにその地域協議会を設置しなければならないんですが、このことについては、その右側に今、もう既に由布市が合併のときに設置している地域審議会があります。地域審議会の設置要綱や設置目的を見ると、この左側の地域自治区の地域協議会の設置目的や設置要綱と非常に似たようなものになっている。要するに同じようなものを地域自治区では地域協議会と言っているし、今由布市では合併特例法に則って地域審議会にしているだけなんですよね。

何が言いたいかと言うと、今のこの地域審議会は合併特例法に則って設置されていますので、平成28年度までしか設置されません。その平成28年度以降、この地域審議会をどうするのかというところを再度聞きたいんですが、平成22年の12月議会のときに私が質問をしたら、市長はこのさきどういう形になっていくかわからないけれども、少なくとも、いずれにしてもこの地域審議会というのはやっぱり地域の重要な課題について話し合う場所というのは必要であるというふうに認識していると言われていたんですね。

であれば、特例法が切れる28年度以降は、ぜひこの地域自治区制度を導入して地域自治区の制度の中の地域協議会として由布市に設置しておくべきではないかなというふうに思うんですが、その方法についてはどうお考えになりますでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど答弁いたしましたけれども、この地域自治区制度というのはもう今現在、振興局に対して振興局の充実を図るという形で、それぞれの旧3地域に振興局を充実させると。それがもう地域自治区の充実であるというふうに考えておりますから、特にそれによってまた屋上、屋根をふくような、そういうことは必要ないというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） では、地域審議会が28年度以降、法律で設置できなくなった場合にはどうするんですかと。屋上屋ではなくて28年度以降、地域審議会がなくなるんですから、そのかわりにこういう機能が必要だと市長おっしゃっているんですから、必要であれば設置しなければいけない、設置するためにはこの地域協議会として設置すればいいんじゃないかという提案なんですけど、そこについてはどうお考えですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど言いましたように、地域協議会というのは、どういう形になるかわかりませんが、市民の声を聞くという形では十分設置をしていかねばならないと思っています。ただ、何と言いますか、地域審議会じゃなくて、地域振興局がしっかり充実して、そして地域審議会はこれまで合併のときに、合併10年間はそういう地域がどういう状況になっていくのがふさわしいかという形で、特例法で設定されてますが、今回、今度はそれがなくなった場合についてはそれぞれ地域の要望とかそういう、あるいは地域の発展について考えてくるところを、地域振興局の中か、あるいは外かで設置をして、そして市民の皆さんの声が反映できるような形を考えていかねばならないというふうに考えています。

○議長（生野 征平君） 時間が来ました。いいですか。

○議員（6番 小林華弥子君） じゃあもう質問を終わります。まだ続きがありますので、また次回に回したいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（生野 征平君） 以上で、6番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

これで今回の一般質問は全て終了いたしました。

.....

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

これより各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い議案ごとに通告書の提出順に許可しますが、会議規則及び申し合わせ事項を順守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いいた

します。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については所属委員会をお願いをいたします。

日程第2 報告第13号

○議長（生野 征平君） まず日程第2、報告第13号専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） それではお尋ねいたします。

地方自治法180条の1項というのは、議会に委任することができるという条項なんですよ。どんなことを委任したかという中身については、条例で定かになっているんで、この専決処分の書き方としてはその条例を引用するのが正しいんじゃないかというふうに私は思うんですけど、そこ辺の見解をお聞きしたいと思います。

それと、私も20年ほど前に赤野の、あそこは県道でしたけど、穴に落ちて救急車で運ばれましたけども、いったいどんな穴が市道にあっていたのかね。そういうことはたびたびあると思われるんですけど、どんな対策がとられているのか、わかるように教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 西郡議員、言っているのは、地方自治法第180条の1項の規定によりという言葉はその条例によりということにかえたらどうですかということですか。

これは前にも1回お話をしたようなことがあると思うんですけども、あくまでももとなる法が地方自治法で専決処分ができるようになっていきますんで、この法を適用しているということで条文を上げさせてもらっています。穴のほうについては建設課のほうから。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長です。お答えをいたします。

穴の大きさでございますけど、縦1メートル横0.6メートル、深さが8センチでございます。今後の対策ということでございますけど、情報の早期把握が一番大切であると思っております。

道路、交通量の多い路線等につきましては、職員による道路パトロール、他の路線につきましては市の職員や市民の皆様方に情報の提供をお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その内容につきましては、関係の常任委員会で検討してほしいというふうに思います。またそのことは委員長にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第3. 報告第14号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、報告第14号専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ここにある挟間106番3、地先の国道交差点というのはどこを指しているのかようわからんのですけども、わかりやすい書き方がないものかなと。

例えば、ほかのところでは、庁舎の駐車場とかいろいろ細かい書き方をしているですよ。

気になるのは、実はこれ午前8時45分、要するに開庁してごくわずかの間なんですね。皆さん一番緊張している時期だというふうに思うんですけど、どうしてそういう時間帯に事故が起きるのかなと気になるんですけども、なぜかと言うと、100%になっているんですね。それで、慌てさせる何かがあったのかなということも気になる、背景も気になりますんで、そういうことをつぶさに状況を把握されているかどうかわかりませんが、わかっている範囲で教えてくださいなと思います。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長です。お答えをさせていただきます。

今回の事故でございますが、国道210号線、庄内方面から挟間庁舎へ右折するときに、場所としましては郵便局先の交差点で、相手方の自動車と接触をしたものでございます。

事故の発生場所につきましては、具体的に記載をするようにしたいと考えております。

それから、事故の原因については、職員の不注意であったと考えておりますが、職員には常に安全運転を心がけるよう注意しておりましたが、8月の部局長会で改めて全職員に安全運転の励行を周知いたしております。

それから、事故の概要でございますが、右折時点でかなり道路が混んでおりまして、ちょうど右折する際の車の幅があると思ってしたところが相手方の車と接触をしたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） どうもうちの常任委員会みたいですので、詳しい状況はそのときお尋ねしたいと思います。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第4. 報告第15号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第4、報告第15号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第5. 報告第16号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第5、報告第16号平成23年度決算における健全化判断比率についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 健全化判断比率で、早期健全で、公債費比率のところですか。ここには実質公債比率25%が基準になっています。由布市の場合は8%ということで健全だということなんですけども、いわゆる説明の中で、公債費率15%で注意信号と、実質公債費率18%で起債の許可制限という割には、実質公債比率25%というのがちょっとこれで早期健全化基準というのはおかしいんじゃないかというように私は思うんですけども、それは一体どういうふうにとらえているのか教えていただきたいと思います。

将来負担比率、これも毎回言っていることでありますけれども、標準財政規模の350%までいいなんていう、こんな基準ちゅうのはあってあられんというふうに思うんですけども、何を根拠にその3.5倍も借金をしていいなんちゅう、そういう基準が出てくるのか、私には理解できないんですけども。

毎回聞いて、毎回聞いている割には納得いかないんで、またお尋ねしてます。お願いします。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長でございます。お答えをいたします。

報告第16号の報告は、地方公共団体の財政健全化法によるものでございます。そして、その基準となる早期健全化基準25.0%は同法の施行令に明記をされております。それによって報告書に記載をしているものでございます。

それから、実質公債費率18%については、この数値を超えると地方債の発行時に総務省の許可を得なければならないようになりますが、この措置については地方財政法と同法の施行令によってこの率が定められております。

以上によりまして、この数値を掲載しております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） そんなことはわかんないのじゃ。毎回同じ答えいいよるけん。だか

ら、その法律をつくったその心ちゅうんですかね。なぜそういうことを言うんか、なぜその実質公債費率25%を設定するのか、なぜその将来負担比率350%を設定するのかという、そこ辺の、こういうことなんですよというのは、じっくりいくような形で次回は説明してください。お願いします。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第6. 報告第17号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第6、報告第17号平成23年度決算における資金不足比率についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） この報告15号、16号、17号ともに議会に報告するとともに、公表するようになっていきます。ともに、議会に報告するとともに公表するようになっている、6カ月以内に。ところが今までの報告を見ると6カ月以内にしているのはないんですね。みな7カ月たっているんですね。ちなみに11月の市報に出していますから。

それで、どうして議会に報告するとともに公表するということが6カ月以内という期限内が守られないのか。そこ辺がまず知りたいんですけど。

それと括弧のある資金剰余金を事業規模で除した比率というのを出しています。資金不足比率に対抗してこういう表記の仕方をしているんですけど、一体何をあらわしているのかというのがよく理解できないんですけども、教えていただきたい。

具体的に、簡易水道の1.4%と水道事業の158.7%については、どこがどういうふうになってこんな大きな数字になっているのか、あるいは小さな数字になっているのかというのを聞いてわかるように説明していただきたいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。お答えいたします。

目安につきましては、公営企業ごとの資金不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示すものでございます。

事業規模とは料金収入などを主たる営業活動から生じる収益等に相当する額のことを言います。

2つ目の簡易水道と水道事業の率の異なって、大きく異なっているという理由でございまして、公営企業の水道事業と以外の準公営企業とでは、資金不足額の算定の方法が違っております。水道事業の場合は、資金不足額を流動負債額から流動資産額を引いた額としております。

由布市の場合は流動資産が流動負債に対しまして大きく超過、資金剰余を生じておりますので、マイナス表示の高い率となっております。

また、準公営企業の資金不足額は実質収支額となります。そして、黒字であるため、同じくマイナスの表示となっております。

以上でございます。

それから、公表についてでございますが、決算の状況につきまして毎年11月の広報に載せておりますので、それに合わせてという形で掲載を考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 決算の公表は市の財政の公表ということで年2回ということで定めて11月に、以前は10月だった、それを11月にするということはわかるんですけども、先ほど言った3つの報告については、いずれもその法律で、議会に報告するとともに公表せねばならないになっているんですよ、6カ月以内に。だから、議会に言うよりも先行して、私はいいと思うんです、これ議会の結果を待たないと報告できないというふうになっているとは、条文上読めないんですけどね。

これだけは10月号に載せるべきではないかというふうに思うんですけど、そこ辺はどうなんですかね。うちの常任委員会でまた尋ねます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第7. 報告第18号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第7、報告第18号平成22年度由布市一般会計継続費精算報告書についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第8. 報告第19号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第8、報告第19号平成24年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成23年度対象）報告についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 16号、17号で平成23年度決算における健全化比率と資金不足比率ということを書いています。この19号になりますと、急に平成24年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成23年度対象）報告についてというような書き方になっているんですね。去年余りしつこく言ったんで括弧、平成23年度対象ちゅうのをつけたみたいなんですけど、気持ちはわかりますけれども、ここまで平成24年度を強調する必要はないんじゃないかと思うんですが。

その下の理由の中も、法律27条により平成24年度教育委員会うんぬんかんぬんという、ま

た括弧して23年度対象と書いてあるんですけど、なぜその24年度をさほど強調するのか、そこ辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、項目の中で気になるのが、人権・同和です。もう法律がなくなって10年以上たつのに、いまだに人権・同和なんちゅうのを使っている。あきれてものが言えんですよ。しかも教育委員会ちゅうのはその率先垂範すべきところが、何でこういうことをいつまで続けているのか、私には理解できんですけども。むしろこういうことより弊害のほうが大きいんですけども。

決定的な問題は、いまだにその被差別部落があるとか部落民がいるとかいうことを公言する団体を研修の講師に招いたりしているんですわな、由布市も。そういうところはここがネックになっていると私は思うんですけども、思い切って人権教育についてだけにできんのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

最後に、先ほどからずっと言い続けているんですけども、公表については議会に報告するとともに公表しなければならないというふうになっています。6カ月以内ですね。どのような形でされているのか教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 教育委員長。

○教育委員長（芝野 聖美君） 教育委員長の芝野でございます。お答えいたします。

報告第19号平成24年度由布市教育委員会の事務及び執行に関する点検評価（平成23年度対象）報告についての年度につきましては、報告書の作成年度であります平成24年度といたしました。

昨年9月定例会において、表題の表記について御指摘を受けまして、教育委員会でも検討いたしました事務及び執行に関する点検評価の実施年度と対象年度を簡潔にするために表題の表記といたしました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

人権同和教育の基本的な考え方ですが、大分県の県の平成24年度版の人権教育行政の手引きに基づいて、人権尊重の精神を貫く社会の実現に向けてさまざまな人権問題についての学習を通し、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力を持った人間を育成することを目指して取り組んでいます。

人権同和教育としているのは、同和問題が完全に解決されていないという認識の上で、同和問題を重要な柱としてとらえ、あらゆる人権問題の学習を進めているところです。

解決していないという認識の根拠ですが、平成20年調査の大分県人権意識調査において、同和地区の人を見下したり排除しようとする差別意識を持った人がいるかという質問に対し、差別

意識を持っている人がまだ多い、8.2%、中には差別意識を持っている人がいる、31.6%と、以前高い回答がありました。

先ほどの御指摘のように、特別措置法の終了についての御意見の件ですが、生活基盤の整備等物的改善を主たる目的とした特別措置法の終了は、同和問題の終了を意味するものではなく、引き続き存在している差別意識の解消を図るために一般対策の中で人権問題の重要な柱として取り組んでいく必要があると、平成23年12月策定の大分県長期総合計画の基本方向の中でも述べられているところです。

以上です。

○議員（12番 西郡 均君） 公表はだれが言うんかね。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長でございます。

先ほどから公表の件で6カ月以内という要件を満たしていないのではないかという御指摘でございますので、十分精査をいたしまして、そういうことであれば6カ月以内に報告できるような体制づくりをしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 教育長、やっぱり一番諸悪の根源の大分県を持ち出しましたけど、大分県が悪いから大分県の市町村がそれに従っているだけなんですよ。そのいいところをまねすればいいのに、とりわけ大分県はその要綱の中で、部落差別を初めとする差別ということで、差別の中で部落差別が一番冒頭に置いているんですよ、大分県は。ほかの県ではこういうところないですよ。

そういう点で言えば、何か変なところだけ大分県引き出して、意識あるうんぬんかんぬんちゅう、意識はいつまでたってもありますよ。だって、同対審がでた昭和40年、施行された44年、同対審答申が出た40年、法律ができた44年以降、そのきちんと教育を受けている人というのは若い世代なんですから、今、年寄りにいくら三十何%がそんなのあるちゅうけどそれは当たり前のことですよ。

それを盾に物的な条件がこのように完備したらそれでいいんです。精神構造はその上にできるわけですから。精神構造だけどんどん先発して造成するということはないんですからね。教育者らしくないような言動をやらんでほしいと。少なくとも弊害のほうが大きく出ているわけですから、早目に是正するように教育委員会できちんと話してください。お願いします。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第9. 報告第20号

日程第10. 報告第21号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第9、報告第20号例月出納検査の結果に関する報告について、及び日程第10、報告第21号専決処分の報告については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第11. 認定第1号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第11、認定第1号平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に一般会計歳入全般、次に歳出、款別、次に特別会計、最後に決算審査意見書についてとして、通告順に行います。

まず、一般会計歳入全般について質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 決算の歳入全般についてということなのですが、実は監査意見書についての質問だったんですが、答弁を執行部に求めたいので、この歳入全般について質問いたします。

監査意見書のほうで、63ページに監査意見として、徴収体制について抜本的な収納方法を検討しると、前年度から強制執行に係る法廷措置のための、違いますね。解決の見込みが見受けられない、前年度から繰り返すが徴収体制の抜本的な見直しを行い、全庁を挙げて滞納整理事務の執行に取り組んでもらいたいということが書かれて指摘をされています。

この指摘を受けて、具体的にどのような見直しを行い、徴収体制の検討はされたのかどうか。

特に、前年度からとずっと言われておりますけれども、料と税の一体徴収の体制については検討するとずっと言ってきたようですが、具体的な検討はどうなっているのか教えてください。

○議長（生野 征平君） 人事職員課長。

○人事職員課長（森山 金次君） 人事職員課長です。お答えいたします。

徴収体制についてでございますが、税は国税徴収法に準じて滞納の徴収が行われております。料については受益者負担であり、目的や性質が根本的に異なることから、税との一体的な徴収はなじまないという結論を出しております。

それから、平成22年に徴収体制のプロジェクトの中で検討してまいりました。その中で検討の結果、振興局でやるのが望ましいということで、現在組織再編の中で検討させていただいております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そのことをずっと繰り返しているので、監査意見で何回も同じことと言われてるんだと思うんですね。税は税、料は料で法的なことや目的が違うからそれぞれ別々なんだと言っておきながら、ただ何回も、意見書でも言われてましたし委員会でも指摘されてましたけれども、連携をとってやっていくことについては何らその目的にかなうものだと。

徴収については、税を滞納している人と料を滞納してる人がほぼかぶっているんだから、そういうことを一緒にやって情報を共有しながら対応していくことで徴収率も上がるんじゃないかということが指摘されているんですよ。

そのことを、何回も同じこと言われながら同じ答弁をし続けていて、同じ答弁し続けながら徴収率が上がっているならいいんですけれども、相変わらずこの保育料についても非常に未納者が多いということに対して解決になっていないというふうに思うんですが、そのプロジェクトで徴収体制の見直しを組織再編の中で考えているということは、あれですかその庁舎問題じゃないんですけど新しい組織再編のときに何か別の体制をつくるというようなことなんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長です。実は、私は総務課長時代からこの徴収体制について検討してまいりました。本来ですと、もうすぐ体制をつくりたいんですけれども、なかなか料金側のほうで各課においてそういう台帳整備がきちんとなされてないというのが非常に問題になりました。

昨日も、この件について振興局と各本課を全部集めて協議をしてきたんですけれども、もう準備ができればすぐから始めるよという話はしてるんですけれどもまだそこまで至ってないというので、各本課のほうに全ての滞納者についてそういう状況とかそういったものを全て整備しなさいという指示は出しているところです。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） さっき担当課長は、そもそも税は税で料は料でやるんで、一体体制はなじまないと考えるて言われましたが、今の総務部長のお答ですと体制を整えばそういう体制つくっていききたいというふうに答えられていますが、どっちなんですか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長です。今私が言ったのは料金のほうで、基本的税と料は別個のものとして考えていきたいというふうに思ってます。

○議長（生野 征平君） これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について、款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 2款、決算書でいうと105ページになりますが、それよりこの

事務事業事後評価表のほうに基づきながら質問したいんですが、事務事業評価表の14ページ、地域情報センター事業費ということで264万6,646円の決算が上がっています。

事後評価表を見ると、評価をした結果、休止するというふうにあります。そもそもこの地域情報センターの成果ていうのは何だったのかていうことと、その休止する理由として国民宿舎の跡地利用とあわせて協議を行う必要があるというふうに書いてありますが、この事業目的は何で、その国民宿舎の跡地がないとできない事業なのかどうかというところを教えてください。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

まず1点目の成果ですけれども、これについて休止という判断をいたしておりますので、基本的には成果として成し得ていないというふうな判断をいたしております。成果として言うのであれば、市内のさまざまな情報をリアルタイムで市内に情報発信できたということに関しては成果があったというふうな判断をいたしてるところでございます。

2点目でございますけれども、この事業本来の目的と今後の考え方でございますけれども、地域のさまざまな情報を一元化して、その情報を一体的にコントロールできる新しい形、いわゆる組織体でございますけれども、これをつくってそこが地域づくりの拠点となって新たな地域振興の形をつくったり、事業強化につなげていくための情報一元化の組織が必要というふうに認識をいたしてるところでございますけれども、今後については旧国民宿舎跡地利用検討委員会の中でこの情報センター、いわゆる公民館施設を含めたまちづくり情報センターの機能を備えていくべきだと、これを考えていくべきだというふうなことが答申と出ておりますので、これを当然検討していくわけですけれども、その中で同時に検討していくというところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 確認したいのは、その成果指標ていうのが何なのかていうこと、成果がないとおっしゃいましたけど、成果指標に目標値が360で実績値が664で達成率が184%で、これ何のことなんですかね。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えいたします。

これブログの発信した数でございます。予定が365で実績が664ということでございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そうすると、この事業そのものの目的何だったのかがちょっとよくわからなくて、要するにブログで情報を定期的に発信することが目的の事業だったのであれば、その国民宿舎がなくなったってブログで発信なんてどこからでもできるので休止する必要ないと

思うんですけども、そうじゃなくてその場所が必要な情報センターをつくるということであれば、その成果目的がブログの数というのも変な話だなと思うので、そこら辺が、何をしたくてどういうことをやってたのかということを知りたいんですが。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

冒頭言いましたが、目的については情報を一元化するためということが目的でございますので、当初各種団体、いろんな情報ありますけれども、商工会や観光関係、農協、それから各種団体の情報を一元化するために協議調整を行ったんですけれども、それが冒頭不調に終わったということでございますので、その話はできなかつた。

しかしながら、情報発信の部分については、今言うようにそのブログを通じて市内の方々に情報発信したということでございます。

○議長（生野 征平君） 次に、6款農林水産業費について。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 濟いません。私がずっと続くようです。決算書は201ページですが、事後評価表は58ページです。農工商観連携地産地消推進事業費、これ22年度からの事業ですけれども、地産地消推進協議会をつくって大々的に立ち上げた割にはその成果が上がっているのかというところを指摘をしたいと思うんですが、行ってきた事業の内容が地産地消推進どのように成果としてあらわれたのか、その成果指標が支援組織を1個つくって、農産物のその加工研究・開発の目標が1が実績が2になっているというのがよくわからないんですが、これ具体的に何を成果として見ているんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

成果としてあらわれたのは何かという御質問ですが、地域雇用創造事業で地産地消セミナーなど多くのセミナーを開催してまいりました。セミナーの開催を通じまして、生産者と消費者をつなぐ中間支援組織が設立をされています。また、市内の農産物を原料とした新商品が開発され、里の駅などで販売をされています。

それから、成果指標の具体的な内容はという御質問ですが、事務事業事後評価表の中の成果表1といたしましては、市内の農産物を集荷して販売や一時確保して商品化する研究開発をしている中間支援組織が1組織設立をされています。

それから、成果指標2といたしましては、黒大豆を原料としたお茶などの新商品と、米粉を使用したじり焼の開発がなされています。いずれの商品もセミナー参加者による開発された商品でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 成果指標の中身よくわかりました。あえてもう一言言わせていただくと、セミナーを開催したからそういう組織ができたとか、セミナーを開催したからというのもわかるんですが、ただセミナーの中身を前回の予算編成のときか何か言ったと思うんですが、そのセミナーの中身を見てみるとビジネスマナーを身に着けるとかポップの書き方だとか、どう考えても地産地消に結びつくとは思えないセミナーの内容があつて、これはその雇用、何か国の補助金もらってるからそういうセミナーしなきゃいけないんだみたいなこと言ってたんですけど、もうちょっとセミナーの中身を目的にかなうようなものに検討し直して推進をしていくべきではないかなというふうに思いますが、そのセミナーの中身の検討みたいなことは考えているんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

現在取り組んでいる地域雇用推進事業が平成24年度末で終了いたします。地産地消農業の推進は、継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

補助事業が今年度末で終了いたしますが、推進体制とあわせて事業の見直しも必要であるというように考えております。

○議長（生野 征平君） 次に、7款、商工費について。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） たびたび濟いません。商工費については2点お伺いをいたします。

決算書では219ページと221ページですが、まず事後評価表では65ページ、九州三湯物語の観光交流促進事業についてですが、この事業はもう予算づけしてやる意味がないのではないか、見直しをすべきではないかというふうに予算編成のときにも指摘をしておりました。

一番下の評価結果を見ますと、24年度までは実施するというふうに書いてありますが、一時評価の部分を見ると、これまでの交流実績の成果を踏まえ24年度で事業終了とするというふうに書いてあるのに、第2次評価結果には継続して事業実施するみたいなことを書いています。継続するのかやめるのかということをはっきりわかるように言ってください。

もう1点は、71ページです。予算書は221ページですが、事後評価表では71ページの観光振興整備事業の観光交流者促進誘致事業。これ一定以上の事業成果が上がっていて、目標値に対して達成率が155%というふうになっていますが、それでも休止するということではありますが、その本来の目的の内容と、実際のこの事業、その商品券をお客さんに配って観光客誘致しようというようなことやったと思うんですけども、この手法についての評価成果をどういうふうに考えているか教えてください。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（平井 俊文君） 商工観光課長です。お答えいたします。

1点目の九州三湯物語につきましては、二次評価に記載をしておりますとおり、平成24年度までは継続して事業を実施しますが、本年度をもちまして九州三湯にかかる広域連携事業は終了する予定となっております。

2点目の実施の内容でございますけれども、本年度の事業内容につきましては、広島東洋カープの激励観戦及び合同観光宣伝ツアーに合わせまして広島のマスコミ訪問や広島駅前での物産展、観光PR、またMAZDA Zoom-Zoomスタジアムにおきまして物産展や観光PRなどを実施する予定となっております。

続けていいですか。続きまして、観光交流者促進誘致の件でございますけれども、観光交流者促進誘致事業につきましては、平成23年度冬の閑散期対策としまして、JRと共同事業としてタイアップしまして誘客促進のために由布市おもてなしキャンペーンを実施し、JRの宿泊商品や日帰り商品、女子旅きっぷなどを利用するお客様に対しましておもてなし商品券を発行したところです。本来の事業目的でございます誘客促進については、前年対比の217%という実績があり、事業効果があったものと思っております。

見直しをし、継続実施はということでございますが、本年度は事業の内容、手法の見直しを行いまして、新しく滞在型循環型保養温泉地促進事業としまして9月1日より12月28日までの間、由布市に行きたいキャンペーンという事業を現在実施中でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） じゃあ、最初のほうの九州三湯のほうはもう中止すると。24年度で中止して、あとは広島のほうは継続するという意味なんですね。わかりました。

もう1個のほうなんですけれども、この商品券配ることについて誘客を図ったということなんですけど、この事業そのものの本来の目的私は非常に重要だと思っているんですね。この大変厳しい状況の中で観光客が激減をしているときに、個々の施設や店だけではどうにもならないというときに、少し市のほうが補助をして観光の底上げを図るという意味では非常にタイムリーに、税金を投入してでもやる意味はあると思うんです。

ただ、私が問題にしてるのはそのやり方の部分でして、商品券を配ってお客さんを誘致しようというやり方は間違っていると。これはもう予算の審査のときにも言いました。

そうじゃなくて、この事業の中でやったのは商品券配るだけじゃなくて、例えば駅構内でバザールを開いてみたり、そういう地産地消と結びつけた対策をしたり、それから由布院観光全体のPR事業を打ったりとそういうことは非常に重要なんで、その部分は続けてやっていってもらいたいんですが、逆に今のお話聞くと手法、内容を見直したら商品券配る部分を続けてやるというようなことのようにですが、商品券配ってお客を呼び込もうというやり方は絶対に間違ってる

と私はさんざん言ってるんですが、そこら辺はどういうふうに見直してるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（平井 俊文君） 商品券を配ることがということでございますけれども、非常に経済状況が厳しい状況でございます。本年度におきましても、JRの運転の見合わせ等々で非常にお客さんが落ち込んでる状況です。

そんな中で緊急の経済対策ということで、本年度につきましては今度は連泊を誘発するという形のもので、由布市で滞在することの意義や、さらなる由布市の魅力を知ってもらってリピーターをどんどんふやしていこうという観点からこういう事業を設けたわけでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） これ水かけ論なりますけど、連泊をふやして滞在型を誘致するために予算をつけることは私大賛成なんです。だから、予算をつけるなて言ってるんじゃないんです。ただ、その中身のやり方をもっとちゃんと精査していただきたい。

商品券を配って来るようなお客さんは、商品券を配らなくなったら来ないんですよ。じゃなくて、せっかく予算をつけるんだったらお客さんに直接お金を渡すんじゃなくて、滞在してもらうために提供するサービスをつくる場所にお金をかける、そういうお金のかけ方をしないと効果的な事業投資にならないと思うので、そこら辺の手法をぜひしっかり見直していただきたいということ、ちょっとこれはもう答弁結構ですけども意見言わせていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 次に、8款、土木費について。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 濟いませぬ。もうこれで私は多分最後です。もう1個あるか。事後評価表の75ページ、決算書は231ページ、電線地中化事業の実験事業です。

多額な予算を投じて電線地中化の実験事業をしていただきました。ただ、事業継続の見込がないということで休止という判断を出していますが、今後実験事業の成果を踏まえ、検証を行い、継続の是非を判断する必要があるということですが、具体的に実験事業の成果の検証というのはどういうふうに行っているのかどうか。

それから、この事業そのものについてのそのやった部分についての有効性の評価がほとんどされてないと思いますが、この事業そのものの有効性というものが全然なかったのかどうか、そこら辺を教えてください。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長です。お答えいたします。

具体的にどのように行っているかということでございますけど、事業量と事業費、財源、完成の状況等、今課題も含めまして整理をしております。ただ、推進会議において取りまとめを今後

予定をしているところでございます。

それから、有効性の評価でございますけど、電線地中化事業の中の幾つかある仕様の中で、地中化事業ということで選択して行いました。これに関しましては成果があったと思っております。成果の向上の余地はないとしておりますけど、他の事業によって向上の余地はないということで私認識をいたしております。

それから、今後の見通しでございますけど、事業は中止となっておりますが、これ実験事業でございましたので実験事業は中止をいたしたということでございまして、私のほうとしましては、この事業は財源としてきめ細かな交付金を使いました。国費等を今後使う場合のより一層効率のよい事業の整備手法を検討しながら、担当課としては検討していくということで、調査研究をしていくということでございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） こういう事業を実験事業でちょっとやってみたことに対する評価、成果をしっかりと検証してこなきゃいけないと思うんです。そうしないと、これ多額の事業、お金をつぎ込んだんだけど、結局何のことだかわかんなかった話になります。

そうじゃなくてこういうことは、今課長も言われましたけれども、本来はその成果や意義があるんだと。だけれども、費用対効果とかを考えると最初の年度はきめ交があったからやれたけれども、23年度は一般財源持ち出すほど、何千万円も持ち出すほどのその費用対効果は今の由布市にはないというような評価をしっかりと出すのであれば、今後、例えば一般財源で全部すべき事業ではなく、何らかの補助事業が出てきたときにはぜひ効果があるからやりたいというふうに評価として残しておくのか。いやいや、由布市の市内ではこういう電線地中化の事業そのものに効果を見られないといって終わらせるのか、そこら辺今後の、すぐにこれ続けるやめろだけの判断ではなく、こういう事業は何だったのかってことをきちんとした評価を残しておくことが一番意味があると思うので、そこら辺は費用対効果としてあったかないかと別に、その財源のことは別としながらこの電線地中化事業そのものに効果があったのかどうかと、そこら辺をどう評価するのかと。今ちょっと検討中ということですから、そこら辺の評価をどういうふうに見てるのか教えてください。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

事業の評価としては効果があったと。120メートルの間ですけど、あそこを歩いてみたりすればその120メートル以外の区間と明らかに違いますので、効果自体はあったということで私のほうは考えております。

○議長（生野 征平君） いいですか。ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分とします。

午後0時10分休憩

午後1時15分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、由布市国民健康保険特別会計について、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 決算意見書の8ページを開いてください。ここに一般会計からの繰入金の状況がずっと書かれています。繰入金に対して基準外の繰入は財政の硬直化を招く要因であることから、基準外の繰入について削減する方向性での運営を引き続き要望するちゅことで毎年しつこく要求してんですけども、これを監査意見書のところで質疑を出したら、これは中身はちょっとわからんで決算のところで出してくれて言われたんで国保の担当にお尋ねいたします。

実は、国保の財政状況ということで、22年度の分が24年6月国保連合会から冊子になって出てます。その中に、一般会計繰入金という金額と法定外繰入金の金額が明記されています。

その金額、一般会計繰入金3億852万7,000円、法定外繰入金1億263万2,352円、それぞれ数字があるわけなんですけども、この8ページに引用されている数字が昨年度の場合そういう数字になってないんですね。

だから、国保連合会に国保が届け出る金額が別の金額を出してるのかどうかというのが気になるんですけどね。そこ辺がわかるように教えていただきたいんですが、繰入金の額、一般会計繰入金、それと法定外、いわゆる基準外といわれるその数値ですね、それをどういうふうにして確定してるのか教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 保険課長です。お答えいたします。

御質問の平成22年度由布市一般会計及び特別会計決算審査意見書の、この年は7ページになりますが、下段に記載しております特別会計における一般会計からの繰り入れ状況の表の中で、国民健康保険欄に記載されている基準外繰出金の金額と、国保連合会へ報告した金額が異なるのではないかという御質問についてお答えをいたします。

平成22年度の決算意見書には、財政課の提出資料により基準外繰入金1億円と記載しております。また、これは今西郡議員が言われた件なんですけども、国保連合会ということでございましたが、私のほうは大分県の国保医療室へ決算についての報告をいたしております。ですので、私のほうといたしましては国保医療室への報告した数字じゃないかというふうには受けとめております。

由布市より、大分県国保医療室に報告し作成された平成22年度国民健康保険事業状況第2表中の一般会計繰入金の欄のその他の欄の金額は1億263万2,352円で、言われるとおり異

なっております。

これを具体的に申し上げますと、財政課の作成をいたしました資料に基づく基準外繰入金には、国保事業会計における葬祭費や健康増進指導事業費など、大分県国保医療室提出の経費の分類とが異なっておりますためその金額は一致いたしません。

しかし、いずれの調査表についても平成22年度の一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金の総額は一致しておりますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その総額はこの、昨年度で言うと7ページの表では3億9,673万1,000円ということで、去年の比較表の中ではそういうふうに出てるわけですね。

ことは、だからそれが3億852万7,000円ち書いちよる分についてはまた後で監査事務局のほうに聞きますけども、その国保連合会には3億852万7,000円を出てるんでね、冒頭言ったように。それはどうしてそんなに数字が違うのか、金額的に何の補助金がこれに算入されてないんだとわかるような形で教えていただけんですか。金額がちょっと大きいですけんね。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） お答えいたします。

具体的な数字でございます。差額の内訳を申し上げます。まず、先ほど申し上げました葬祭費ですが144万円です。それから、賦課徴収費の中に30万円、その差額が存在いたします。

それから、健康増進指導事業費、これは温泉館の水中運動に係る経費でございますが、これが89万3,000円等々が含まれておりまして、これを合計いたしますと263万3,000円、1,000円単位で丸めますとそういった金額になります。その金額が差額となります。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） それはその9,000万円からほど遠い、基準外の内訳というふうに思えるんですけども、じゃあ基準外について法定、繰入金そのものについては監査事務局が皆9,000万円の内訳については言ってもらえるんですかね。監査事務局長、こっちに聞かんでいいんですかね。

○議長（生野 征平君） 監査事務局長。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（衛藤 公治君） 監査事務局長です。お答えします。

繰入金の内訳については、この場では資料を用意してませんので言うことができませんので後日となります。済いません。

○議員（12番 西郡 均君） いいですか。やっぱり国保は答えてください。国保が連合会に届けた数字が、ことしのちょうど監査委員が8ページに書いている数字と合致するんですよ、3億

852万7,000円が。

これが、国保連合会じゃなくてあなたは県の何とか室に、国保医療室に届け出た数字と言っていましたよね。だからその数字が、去年掲げた繰入金3億9,000万円とこんなに差額があるのはどうしてか、おたくじゃないとわからんみたいですから今わかれば教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 大きな項目ごとになりますがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議員がおっしゃられました3億852万7,000円の内訳を申し上げます。

まず1点目が、財源補填的なものといまして1億4,218万4,000円、それから基盤安定にかかるものが1億2,086万4,000円、それから高額にかかわるものはこれございません。

それからその他という、先ほど申しました基準外という言葉を使いましたが、差額の方も含めてそれが4,547万9,000円でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡議員、終わりです。

○議員（12番 西郡 均君） いや、答えてないけん。今の……。

○議長（生野 征平君） 3回の質問が終わりでしたんで、これ終わります。

○議員（12番 西郡 均君） 9,000万円について答えてないから。今はあんた、3億円の内訳を言うただけの話しや。私は9,000万円について言ってくれちいいよん。わからなわからんでいいんよ。

○議長（生野 征平君） 西郡議員の質問これで終わります。

○議員（12番 西郡 均君） じゃあ常任委員長に聞きます。

○議長（生野 征平君） 次に、由布市簡易水道事業特別会計について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 簡水も上水も共通するんですけども、配水量が史上最高、簡水の場合は去年のほうが庄内給水区では最高だったんですけどね。どういうわけか、有収水量はがくっと下がってんですね。上水も同じなんですけども、簡水で庄内の給水区の場合どうしてそういうふうになってるのか教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答します。

配水量の増加と有収水量の最低ということですけど、配水量の増加については、給水管配水管の漏水が主な原因だと思います。

○議員（12番 西郡 均君） 漏水。

○水道課長（秋吉 一郎君） はい。漏水になります。この配水管の漏水について、平成18年度から6年間で571件と、上水の挟間とか、挟間の288件、湯布院の192件に比べれば大変多くかかっております。6年間で。その修繕工事がふえたことが大きな原因だと思っています。

それと、あと給水管の漏水による減額申請の件数が、平成18年度から比べると45件から平成23年度で104件とふえております。これも大きな原因と考えております。

それから、有収水量の最低なんですけど、これは庄内簡易水道の給水人口が336人減少したということも1つの要因だと思います。

それから、東日本大震災の影響で官公庁、学校、事業所等の水道使用が減ったということと、あと昨年12月、水道課から凍結防止の関係で広報出しました。そのときに節水の呼びかけもした経緯がありますので、その結果、市民について節水の関心がふえたんじゃないかなということで、そういうふうに考えております。

○議長（生野 征平君） いいですか。

次に、決算審査意見書について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 先ほど言いました決算意見書の8ページのその、一般会計からの繰入金について法定外云々ちゅうけども、実際運営上必要欠くべからざるその金額なんですよね。

そこでちょっと聞きたいんですけども、極端に、先ほど保険課でも9,000万円のことにいっては何ら報告はなかったんですけども、なぜこういう昨年の決算数値と違う数字をこういうふうに並べるのか私には理解できないんですけども、そこ辺をひとつ教えてほしいんですが。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。この御質問につきましては、平成23年度由布市一般会計及び特別会計決算審査意見書8ページ中段にございますように、特別会計における一般会計からの繰入の状況の表中に記載してあります繰入金の22年度の列の国民健康保険と介護保険の金額は、22年度の決算審査意見書に記載している金額と違っております。

というのは、この繰入金の金額につきましては、前年度までは一般会計で処理しておりました人件費等をこの通常の繰入金に加えまして表示をいたしておりました。しかしながら、数字の確認のために決算書によりますところの数字をこの繰入金に表示するようにいたしました。

国保会計の359ページ並びに介護会計の441ページの決算にございますが、その金額をこのまま23年度もイキしましたので、そのために22年度も決算書による数字をこのとおりにイキしたわけでございます。今後はこういう記載方法を、変更した場合につきましては欄外に注意書きをして変更内容を記載するように努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 9,000万円についてはよくわかりました。保険課長、そういうことだそうです。一般会計で組んでいた分を入れるか入れないかの違いだけだそうです。はい、わかりました。

それにつけても、やっぱりこのまま読むと何ちゆかね、削減する方向でもらいたいというふうに書いてんですね、各特会とも。各特会ともこれが命綱なんですよ、繰入金。そらそうですよ。介護保険や後期高齢者医療保険は率が決まっています。県や市の負担割合が。

しかし、国保だけは市しかないんですよ。国は一銭も出さんですから。だから、早い話が私が就任した当時は7割が国が負担してました。ところが、今24%しか負担してないんですよ。国の負担がね。国保会計で。その減った分を一体どうするのかっていうことをこれまで何回もここで言ってきました。

それを県は市町村に圧力をかけて市に負担するなというふうに圧力をかけてますけども、監査委員もそれに同調してこのようなことを書かないようにちゆことを今までの監査委員に言ってきたんですけども、今度新たにまた監査委員かわったんで改めてまたお願いしたいと思います。こういうことは言われんのかな、質疑の中じゃ。はい、済いません。

○議長（生野 征平君） 以上で認定第1号の質疑を終わります。

日程第12、認定第2号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第12、認定第2号平成23年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 先ほども水道課長から触れていただきましたけども、今度は上水のほうです。

年間の給水量3万9,000トン増加しながら有収水量が、これは何と5万4,000トンも減少するというような報告になってます。一体こんなこと、一体どうして起きるのか。さっきの漏水と同じようなことになるのか、それともほかに重大な要因があるのかどうか、その辺を教えてくださいたいんですが。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答します。

ここの質問につきましても、配水量の増加については給水管と配水管の漏水ということが主でございまして。これも平成22年度と23年度比較してるんですけど、配水管の漏水件数については22年が64件、23年が103件と、修繕工事が多かったということと、先ほど言ったよう

な給水管の減額申請件数も265件から313件にふえていたことが原因だと考えております。

有収水量については、先ほどから言ったんですけど東日本大震災の影響で官公庁、学校、事業所の水道使用が減ったということと。昨年12月に広報にて凍結防止の呼びかけと同時に節水のこともお願いした経緯で、市民も節水に関心が向上した結果ということです。今議員が言われるように大きな、ちょっとうちが確認した中では大きな支障ありませんでした。

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 12番議員さんと同趣旨なんですけど、有収率が低下していることが主に漏水が大きな原因だっているんですけど、その対策はどういうふうにとってきているのか。その漏水対策の件数だけじゃなくて、抜本的に老朽管の配管敷設がえとかそういうことはどんなふう計画して、どのぐらい進捗しているのか教えてください。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

有収率の低さと漏水の関係で対策ということですけど、水道課で合併した当時から21年度まで、年間520万の漏水調査の予算をもらって、一応一番ひどい庄内地域から由布市全体の主なところで漏水調査をしました。

そのときから、若干大きなところはなかったんですけど余り成果がなかったということで、それから22年度から年間190万円の漏水調査費なんですけどそれをいただいた中で、それまでの経過が余り成果なかったちゅうことで、その後は各事務所で管理日報の数値でそういう漏水の箇所がわかりますからそういうところの確認とか、配水管で異常があるようなところとかそういうのを探し出して、そういうところあればすぐその190万円の予算の中で漏水調査をするというようなことを行ってきております。

漏水調査の結果について、ここ大きな成果がなかなか出らないんです。今、今後の計画ということでしたので、一応今水道事業の基本計画、これ昨年も議員から質問されてそのときも答えたと思いますけど基本計画が今実施されてます。

ただ、施設の更新とか施設の改修とかいうのはまだ今認可の関係でそういう事務、ソフト的なことを今やっていますんで、一応この計画の中で実施計画が当然返ってきますので、その計画の中で水道施設の更新、それとか老朽管の更新、改修等をやっていくように考えております。

今、水道課でとりあえず漏水調査しかできないちゅうのが、本当、何とかそれ以外何かないかなちゅうことで一応コンサルなどでいろいろ確認した中でも、なかなか漏水調査しかないでしょうとかいうことでしたから、市は水道課として配水池等のメーター、送水をするようなメーターやらあんなのを全部確認したり、再度確認、さっき言ったように管理日報やらは十分チェックし

たり、それから日ごろから水道課の職員ちゅのは、車を運転して市道等を通ると何が水が出ちよらというふうなそういう感じの目視ですね、そういう心がけをするようにして、何かあれば漏水調査をするような気持ち、そういう心構えではおるようにはしております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） その漏水、よくわからないと。190万円調査費つけて、そういうことがあればすぐ対策するよというのわかるんですけど、前からと言われてましたけど、管の老朽化が原因だというふうなことも考えられるということであれば、漏水が出てきたところについてやっていくというよりは計画的に配管を順次新しいものにかえていくんだと、漏水してなくてもとにかく新しいものかえていくというような計画を、例えば10年なら10年単位で計画つくって、それに見合った調査費を毎回毎回積み上げていくよりも、そういうことを少しずつ10年なら10年かけてやっていって、今何年目で何%できましたみたいなそういう計画というのは考えられないんですかね。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

今議員が言われるように、水道の老朽管だけで考えればそういうことできると思いますけど、今水道事業の基本計画の中では一応上水道と簡易水道を統合して会計一本化するちゅうことで、29年をめどにそういう計画持ってますけど、それとは別にそれまでにソフト的なものやっ、それからさっき言ったようなハード的な、それまでハード的なものができればそれがいいんですけど、29年度以降配水管の施設更新というような形で、今実施計画の中ではそういうふう考えています。

今言われるように、とにかく老朽管の分についてはその計画の中でも当然早目には考えないといけないとは思っています。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、決算審査意見書について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） そういう点で、そういういろんな経費がかかる中で、私は従来水道の起債の償還金の利子の面をずっと言ってきたんですけども、今度監査委員の意見書7ページが一番末尾を見ますと、これまでは給水に要する費用が料金のみで賄われていないことを意味しているまででとまっていたんですけども、今回新たに現在は水を供給すればするほど経営を悪化させる状況となっているというふうに記載しているんですね。

実は、この上の総費用の性質別状況を見てわかるように、この主要な部分というのはもちろん一番大きなのは減価償却費なんですよ。30%の減価償却費であります。だから、151円71銭の水道原価の30%、50円以上はいわゆる減価償却費ということで、実際は内部留保資金にずっとたまっているお金なんですよね。そういうことを考えたら、安易にこういう記載ちゅ

のはすべきでないというふうに私は思うんですよ。

要するに、計算上こういうふうになることはあるけども、これが即売れば売るほど赤字になるんだなんちゅうことじゃないんでね、私に言わせたら。いわゆる売価の原価には入っていない減価償却費ですから、こういう表現ちゅうのは私は適切でないというふうに思うんですけども、前の監査委員が指摘したことです。ですから今の監査委員にこれをどうこう言ってもしょうがないと思うんですけども、どういうふうにとめておられるかだけで結構ですから教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 今の御質問につきまして、お答になるかどうかはわかりませんが、一応この水道用語辞典を確認いたしましたところ、日本水道協会によりますと、やはり水道原価につきましては減価償却費を加えて計算するというふうに定められておりますので、原価計算上はこれはもうこういう計算をするしか方法はないだろうなというふうに思っております。あとは、どのように判断するかは市民の皆さん、議員の皆さんの考え方ではなかろうかなというふうにしかお答できません。

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） 以上で認定第2号の質疑を終わります。

日程第13. 議案第56号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第13、議案第56号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 提案の仕方なんですけども、既に同名の条例がありますよね、由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例というのが。だから、提案が制定についてちゅう表現じゃ悪いんじゃないかというふうに私は思うんですけども、そして既にそういう条例があるということについて、提案理由の中には全く触れてないんですね。それもいかなものかというふうに思うんですけども。

そして、条例本文を見てほしいんですけども、本文の前文、冒頭に1条の前にそのことに触れています。こういう表現の仕方が一般的なのかどうか知りたいんですけども教えてください。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長です。お答えいたします。

今回のこの条例の改正につきましては、既存の条例を全部改正することを目的としております。従来の条例の趣旨を生かして、しかも大幅に改正をするということから全部改正としましたので、制定についてとしております。

それから、提案理由のほうには条例改正の理由を記載するようにしております。

それから、全部改正の条例の場合はその条例が全部改正である旨の制定文を設けることとなっておりますので、題名の次に制定文を記載しております。この方法が一般的であると考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

日程第14. 議案第57号

日程第15. 議案第58号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第14、認定第57号由布市防災会議条例の一部改正について及び日程第15、認定第58号由布市災害対策本部条例の一部改正については質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第16. 議案第59号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第16、議案第59号平成24年度由布市一般会計補正予算（第3号）ついてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、歳入全般については質疑の通告がありませんので、歳出の款別に通告順に行います。

まず、4款衛生費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今回、環境基本条例の委託費を組み替えてるみたいですけど、本体の環境基本条例というのは一体どうなったのか、教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。お答えいたします。

環境基本条例の進捗状況ですが、昨年度公募委員の募集をいたしました。その後、12名の由布市環境基本条例策定委員会においてこれまで5回協議会、あるいは現地視察会を実施しております。今月24日ですね、第6回の開催を予定しております。

具体的な進捗状況ですが、第5回の策定委員会におきまして、第4回に委員の皆様から指示いただいた条例案を作成し、提示し、中身について協議したところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） それと今回の組み替えの内容はどういうふうにかかわってるんですか。

○環境課長（生野 重雄君） 当初組んでおりました委託料は、支援業務の委託料でございます。環境条例そのものについては、当初より職員が策定しております。

組み替えについてですが、当初の予算では議事録作成や講演会等の支援業務を委託の内容としておりましたが、その分につきましても職員直営ですということと組み替えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 同じ同趣旨なんですけど、要するにあれですよ、コンサルに委託して条例つくるのかと思ったんですけどそうじゃなくて、条文をつくるのかは自分たちがやると。議事録つくったり講演会開催なんかをコンサル委託しようと思ったけど、それも自分たちでやるということなんですね。それはわかりました。

ただ、条例案を提示して内容を検討してるってということなんですけど、大まかに言いつままでに条例をつくるつもりなのか。それから、条例案なんですけど大ざっぱに言って、一般質問でも取り上げたんですけど総合的な基本的な環境条例、由布市全体の環境条例をつくるのか。

それとも個別対応の、土どめとか希少生物とか水源地保護条例とか、何かそういう幾つかの環境を守るための小さい実効的な条例をつくるのか、その方針はどっちをやってるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） まず、つくる条例は環境基本条例でございます。質問的な内容ですかね、進行状況。進行状況、これまで協議会、観察会等で。

○議員（6番 小林華弥子君） いつまでにつくる。

○環境課長（生野 重雄君） いつまでですね。それは事務局の希望はあります。事務局の希望といたしましては、今たたき台を1回協議してもらいましたが、あと一、二回協議していただきまして、これでいいということになればその他のいろいろパブリックコメント等の手法を使いまして、あくまでも事務局の希望ですけど3月議会にかけたいと思っております。

ただし、策定委員会がその辺は決定することですんで私どもが最終的な決定を、希望は申しませんがその辺は委員会の意見によるものと思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、5款労働費について。11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 先だって、同僚議員の一般質問でもちょっと触れられておりました。その具体的ところがシルバー人材センターの補助金の30万円の中での、これが人件費で湯布院事務所の経費ということでしたが、週4日で1日4時間のパートさんでしたか、だと思うんですがまずそれをちょっと確認させてもらって、湯布院のどこにどのように事務所ができるのか。

それと、本来由布市全域にわたる事業展開のはずではございますが、湯布院には今30万円ができて、庄内は全然手つかずでございます。ところが、市の補助金はセンターのほうに500万円ということで、補正前の額ですがね500万円来ていて、それに国県の補助金が同額つくということで1,000万円の予算規模で実施されてる事業でございますけども、その内容をどのように3地域均一化していくつもりなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答をいたします。

まず、場所についてでございますが、実はこの件に関しましては7月末に市のほうへ要望書が提出されております。その中では、湯布院の福祉センター等の一部を借り上げてということになっております。そういうことで、市としても現在社会福祉協議会のほうに打診をし、協議をし、検討いただいているところでございます。

それから、庄内はということでございますが、現在事務所が挾間のほうにあります。庄内地域の対応につきましては、通常車で15分20分ぐらいでできます。ただ、湯布院につきましては45分50分、1時間程度かかるということで、今回とりあえず湯布院地域のほうにという考えのようでございます。

それから、補助金に関しまして3地域、どういうふうにということでございますが、予算的には市全域をとらえるというか、3地域ごとにということではなく3地域を全体として予算組みをしているというふうにとらえております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 私が質問したのは全域をとらえているということではなくて、その中にばらつきが見られるということに対して平準化を進めていく、そういう考えはあるのかということなんです。もう1回その点。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） お答をします。

湯布院に連絡所を置くということで、湯布院地域並びに庄内地域の会員の掘り起し、また事業の受託等で、その辺は少しずつではあるかもしれませんが、全体的な広がりの一つの過程になるのではないかとこのふうにとらえております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） その説明ですと、いずれ会員数の平準化でそれを確認するというふうには受け取れるんですけども、将来にわたっての挾間地域の会員数、庄内地域、湯布院地

域が大体バランスが取れるようになっていくのであろうと。それでもって平準化を指標としてとらえるというふうに見ますが、それでよろしいですね。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） とりあえず今回の件に関しましては、年度途中ではございますが6カ月間という期間で試験的にやってみて、状況を見てというところでございますので、今少し時間をいただきながら判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、8款土木費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 財源のことなんで、うちの常任委員会です。取り下げます。

○議長（生野 征平君） 次に、9款消防費について。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 予算書34ページで、常備消防費のうちの不動産鑑定委託料22万円、消防庁舎移転のための鑑定費用だというふうな説明がありましたが、具体的な場所はどこか決まっているのか教えてください。

○議長（生野 征平君） 消防長。

○消防長（大久保一彦君） 消防長です。お答えをいたします。

場所については、建設検討委員会専門部会でも検討してまいりました。新設場所の6カ所ほどを検討してきましたが、その結果、本部本署の建設場所としては、国道210号線沿いの医大バイパス沿いの九大石油前付近を計画いたしております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） これもうここに本署つくることで決定したというふうに受け取っていいんですかね。

○議長（生野 征平君） 消防長。

○消防長（大久保一彦君） まず、今建設計画を策定中でございます。これが専門部会で検討し、自治委員等の代表者である検討委員会で承認がいただければ、これに向かって計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） わかりました。予算審議の中で、委員会でも出るでしょうけど、できればそういう進捗状況をどこかで説明をいただいて、一般質問でも同僚議員取り上げてましたけども、消防体制そのものの考え方もいろいろまだあるようですので、これは要望ですけどもどこかで進捗状況や検討結果、内容をお知らせいただけるとありがたいですが。

○議長（生野 征平君） これで議案第59号の質疑を終わります。

日程第17. 議案第60号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第17、議案第60号平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今回の決算では、繰出金、基準外がふえてるというふうになってんですけども、先ほど例に出した国保連合会に出してる資料を見ますと、22年度は対前年比で54%の減ということで、財政当局が年々、たびたび言っていた繰出金の削減の方向をずっと言ってるわけなんですけども、国保の担当者として補正にこういう135万4,000円とかいつて出てくると、もうこれ以上一般会計に戻すなち私は言いたいんですけども、基本的にあなた自身は国保の財政を何とか守ろうという気でおるのかどうか、財政課がそげえ言うけんちゅて返さんでいいと思うんじゃないかと、そこ辺どうですか。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 保険課長です。お答えいたします。

一般会計に繰出します135万4,000円につきましては、国保事業の事務費にかかる経費でございます。これまでも事業の精算は決算が終了いたしました後に行っているところでございますので、御了承をお願いいたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

日程第18. 議案第61号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第18、議案第61号平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 11ページを開いてください。介護サービス等の諸費ということで3,587万6,000円組まれております。ちょっと不思議に思うんですけども、他の介護サービスの経費はそれぞれ同率の割合で国県、あるいはその他一般財源の充当が組まれてます。

ここだけその他と国県が突出して、その他が特別突出してるわけなんですけども、一般財源が削減ということで、これ何をあらわしているのかちゅうのがわからないんですけども、特別こういうことの原因ですというのがわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えいたします。

まず内訳でございますが、社会保険の診療報酬支払基金からの介護給付費交付金が1,040万

4,000円でございます。それから、法定繰入金であります介護給付費繰入金が448万6,000円、それから介護給付費準備基金繰入金が2,057万7,000円です。

これにつきましては、保険給付費における補正額の割合に応じて充当しているところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今のさっぱりわかりませんよ。どっから持ってきたちゅうのは、そら今言うのでわかりました。しかし、こういうことでこういう財源の内訳になるんですよという説明にはなっていないんですね。

まあ何回もできんので、次の15ページの償還金についても国、県、支払基金、それぞれの金額が幾らなのか教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） お答えいたします。

償還金3,899万8,000円の償還先及び金額でございますが、国庫負担金が2,613万2,762円、それから国庫補助金が133万4,317円、県負担金が323万7,129円、県補助金が66万7,159円、支払基金交付金が762万5,060円でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（12番 西郡 均君） よくない。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第19. 議案第62号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第19、議案第62号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第20. 議案第63号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第20、議案第63号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これは印刷が悪いとかいう類いのものでありますから、うちの常任委員会ですので取り下げます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第64号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第21、議案第64号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これも同じ類いです。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第22. 議案第65号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第22、議案第65号平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第2号、議案第56号から議案第65号までの合計12件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各委員会で慎重審査をお願いいたします。

○議長（生野 征平君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、9月21日午前10時から各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御苦勞でございました。

午後2時04分散会
